

(名称)

第1条 本会の名称は大阪公立大学植物工場研究センターコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本規約は、大阪公立大学植物工場研究センター（以下「研究センター」という。）が実施する事業に参画するコンソーシアム会員（以下「会員」という。）について必要な事項を定める。

(会員の定義)

第3条 会員とは、「SDGsの実現に向けて、栽培環境制御型の植物工場を基軸とし、都市型施設園芸の高度化による食料・環境問題の解決に貢献する」研究センターの理念に賛同し協働する法人、団体、個人のうち入会手続きを完了したものをいう。会員には、個人会員と法人会員の区分がある。

2 個人会員の対象者は、コンソーシアムへ入会を希望する個人（生産者、研究者、その他の個人）とする。

3 法人会員の対象者は、コンソーシアムへ入会を希望する法人または団体とする。

(会員の特典)

第4条 会員には以下の特典がある。

- (1) 研究センター施設を利用した本学との共同研究への参加資格
- (2) 研究センター主催の研修・セミナーへの優待参加（参加費割引）
- (3) 情報交流の場への参加資格
- (4) 会員向け専用ホームページの閲覧
- (5) 研究センターが配信するニュースレターの取得

(会費)

第5条 会員は下記に定める金額を納入しなければならない。

年会費 個人会員 20,000 円

法人会員 100,000 円

(会費の納入)

第6条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入しなければならない。ただし、年度途中10月1日以降の入会については、年会費を半額とする。

(入会)

第7条 入会にあたっては本規約を承諾の上、別に定める入会申込書により入会を申し込み、研究セン

ター長の承認を得なければならない。研究センター長の承認および会費の納入をもって入会手続きが完了したものとする。

(会員期間および更新)

第8条 会員期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。会員資格は、毎年度会費の納入をもって更新される。

(会員情報の変更)

第9条 会員は、研究センターへの届け出事項に変更が生じた場合、速やかに研究センターに変更内容を届け出るものとする。

(会員資格の譲渡禁止)

第10条 会員資格は、第三者に譲渡することができない。

(会員資格の取消)

第11条 会員は、以下のいずれかの事由に該当する場合、会員資格を取り消されるものとする。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 入会時に虚偽の申告をしたとき
- (3) 研究センターの信用または名誉を傷つけたとき
- (4) 公序良俗に違反する行為があったとき
- (5) 個人の場合は本人が死亡したとき
- (6) 法人、団体の場合は法人、団体が消滅したとき
- (7) その他、研究センターにおいて会員として不適格と認めるとき

(退会)

第12条 会員は、退会する場合、別に定める退会届を提出しなければならない。

(会費の不返還)

第13条 既納の会費は返還しない。

(規約の変更)

第14条 本規約は、大阪公立大学植物工場研究センターコンソーシアム運営規約第3条に定める運営協議会、並びに大阪公立大学植物工場研究センター規程第7条により定める大阪公立大学植物工場研究センター運営委員会の議をもって、変更することができる。なお、規約の変更については、会員に対し変更内容を通知する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、会員の取扱いに関し必要な事項は、研究センター長が定める。

附則

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 大阪府立大学植物工場研究センターコンソーシアム会員規約は廃止する。